

第 3 6 号 議 案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更
する規約について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する
規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき、関係地方公共団体との協議により、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日東京都知事許可）の一部を変更する規約を定める。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため関係地方公共団体と協議を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を経る必要があるため

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。